

生涯学習・まちづくりQ&A

国から地方への税源移譲によって、納税者の税負担はどうなるの？

所得税・住民税の税率改正

Q 住民税の税率は、どうして変わるの？

来3段階（5・10・13パーセント）の超過累進構造になっていました。

により、税源移譲前後で「住民税十所得税」の納税者の負担は変わりません。

A 各地方公共団体が、自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために三位一体改革が進められました。その一環として、国の所得

税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。

このほか、景気対策のために実施されている定率減税が、平成19年分所得税、平成19年度住民税から廃止される等の税制改正があります。

Q 住民税の税率は、どう変わるの？

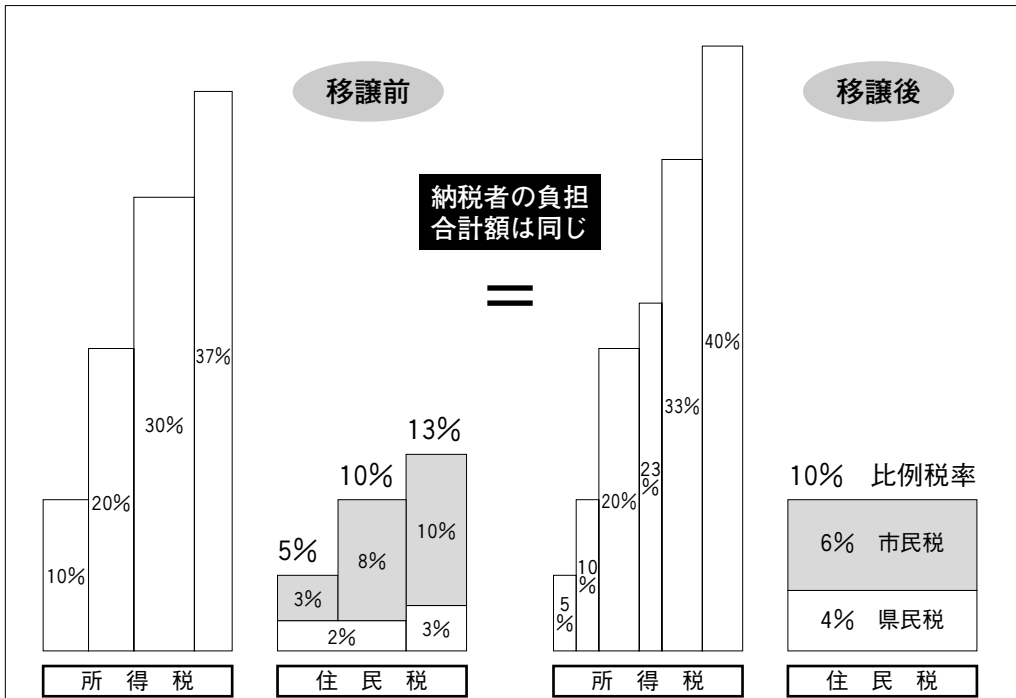
従前の最低税率10パーセントを5パーセントに引き下げ、最高税率が37パーセントから40パーセントに引き上げられます。

このことに伴い、住民税と所得税の人的控除の差に対応した減額措置

A 住民税の所得割の税率は、従

10% 市民税
6% 市民税
4% 県民税

このことに伴い、住民税と所得税の人的控除の差に対応した減額措置



例) 夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※この表は、税源移譲による負担変動を示すものです。税源移譲前の金額は、定率減税前で、住民税の金額は所得割で示しています。

教育委員会

生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の環境づくり

市民の皆さんの生活を取り巻く環境が変化しつつある中、スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達と明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に、欠かすことのできない重要な生涯学習活動の一つとなっております。

市内のスポーツ・レクリエーション活動の推進団体は、八潮市体育協会・八潮市スポーツ少年団・やしお健康ラジオ体操連盟があり、加盟団体との協力により、市民体育祭、市内一周駅伝大会、八潮市民レクリエーション大会、スポーツ少年団フェスティバル、ラジオ体操講習会などを企画・実施しています。

高年齢者を対象とした体操教室や成年（一般）を対象とした水泳、シェイプアップ講座、幼児等を対象とした体操教室などがあり、だれでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめることができる環境づくりに努めています。

▼学校体育施設の開放
 スポーツ・レクリエーション活動を行うには、「場所」が必要となります。そこで教育委員会では、学校運営に支障がない範囲で市内小中学校の「学校体育施設（体育館および校庭）」の開放を行っています。ス

身に覚えのないハガキに要注意!

▼相談事例
 こんなハガキが来ました。心当たりがありません。

▼解説
 具体的な金額や何に対する料金かということが書かれていません。身に覚えのない支払いであれば放置しておけばいいと言えます。こちらから連絡すると、新たに個人情報を書き出され、今度は電話など別の手段で請求されるおそれがあります。無視することが大切です。

▼児童書
 「雲をみようよ」 トミー・デ・パオラ 作
 「ぼくの町に電車がきた」 鈴木 まもる 文・絵
 「くものニード」 いたう ひろし 作
 「きつねのでんわボックス」 戸田 和代 作
 「みんなにこにこ」 たかす かずみ 絵
 ふくだ としお さく

▼講座・教室の開催
 また、スポーツ振興課では、少子・高齢化社会に迎え、様々な年齢層の方を対象としたスポーツ・レクリエーションの講座・教室を実施しています。

▼10月以降の講座・教室(予定) *詳しくは「広報やしお」をご覧ください。

講座・教室名	実施月	対象	回数	時間	場所
ベーシック水泳	10	一般	8	午後7時～8時30分	市民温水プール
エアロビクス(初級・中級)	11	一般	8	午前10時～11時	文化スポーツセンター
幼児向け教室	平成19・1	3～5歳	5	午前10時～11時	文化スポーツセンター
エアロビクス(初級・中級)	平成19・1	一般	8	午前10時～11時	八條公民館
トレーニングアクアビクス	平成19・2	一般	8	午前10時～11時	市民温水プール

BOOKS

図書館だより

八幡☎995-6215
八條☎994-5500

最終訴訟通知書

管理番号〇〇〇〇

このたび、貴殿がご利用された〇〇会社様より、当事務局が受任したことをご報告いたします。

以前、貴殿が購入された商品に対し、販売業者様からの催促にも返答がなく、当事者間での解決が見込めないため、裁判所へ提訴し先月〇月〇日に正式に受理されました。

後日、自宅に裁判所から出廷命令通知書が届きますので裁判所の指示に従い、必ず出廷してください。

なお、裁判の取り消しを希望される方は、最終取り消し最終期日までに、至急、当事務局までご連絡ください。

また、個人情報保護法に基づき、ご本人様からのご連絡のほど、よろしくお願ひします。

裁判取り下げ最終期日
 平成18年〇月〇日
 受付電話番号・受付時間・住所・〇〇通知管理事務局

▼解説
 具体的な金額や何に対する料金かということが書かれていません。身に覚えのない支払いであれば放置しておけばいいと言えます。こちらから連絡すると、新たに個人情報を書き出され、今度は電話など別の手段で請求されるおそれがあります。無視することが大切です。

▼児童書
 「雲をみようよ」 トミー・デ・パオラ 作
 「ぼくの町に電車がきた」 鈴木 まもる 文・絵
 「くものニード」 いたう ひろし 作
 「きつねのでんわボックス」 戸田 和代 作
 「みんなにこにこ」 たかす かずみ 絵
 ふくだ としお さく